



県 章

滋賀県公報

平成 21 年 (2009 年)
4 月 1 日
号 外 (6)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 21 年 4 月 1 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第24号

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例 (平成21年滋賀県条例第29号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営状況を説明する書類)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める経営状況を説明する書類は、毎事業年度の計画および決算に関する書類とする。

(経営に関する計画)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める経営に関する計画は、県造林公社等 (条例第 1 条に規定する県造林公社等をいう。以下同じ。) の経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画 (以下「長期経営計画」という。) ならびに長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた 5 年を 1 期とする経営の改善に関する計画 (以下「中期経営改善計画」という。) とする。

2 長期経営計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 経営の方針に関する事項
- (2) 収支の見通しに関する事項
- (3) 組織体制に関する事項
- (4) その他健全な経営の確保に関し必要な事項

3 中期経営改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 森林整備に関する事項
- (2) 木材の生産および販売に関する事項
- (3) 財務状況の改善に関する事項
- (4) 組織体制の改善に関する事項
- (5) その他経営の改善に関し必要な事項

(自ら評価を行う事項)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項に規定する規則で定める経営に関する事項は、前条第 3 項各号に掲げる事項とする。

(報告を求める評価の内容)

第 5 条 知事は、条例第 3 条第 3 項の規定により、県造林公社等に対し、自ら評価を行い、その結果を報告するよう求める際には、中期経営改善計画に定めた第 3 条第 3 項各号に掲げる事項ごとに実績を明らかにし、その達成状況を評価し、およびその要因を分析した上で、次年度以降の事業の遂行に当たり必要な取組を検討するよう求めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。